

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日は、その翌日)

## 目 次

◇規 則 狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

◇告 示 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額の一部改正

## 規 則

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十号

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

狂犬病予防法施行細則(昭和二十五年十一月鳥取県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の三中「二千元」を「一年二千円」に改める。

### 附 則

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第十一号

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則(昭和四十四年三月鳥取県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表中「二百六十九円」を「二百七十四円」に、「八十二円」を「八十五円」に、「九十九円」を「百三円」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十二号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に改める。

第三号	八千円	一万四千元
第七十二号	三百円	三百六十円
第七十三号	五百円	六百三十円
第七十四号	百五十円	百八十円
第八十五号	一万五千円	一万九千円

第八十六号	四千二百円	八千四百円
第八十七号	三千円	五千九百円
第八十八号	一万五千円	二万四千円
第八十九号	五千五百円	一万二千円
第九十号	四千五百円	九千円
第三百三十三号の四	四千円	五千円
第三百三十五号	五千円	六千五百円
	一万円	一万三千円
第三百三十六号	千四百円	千八百円
	二千八百円	三千六百円
第三百三十六号の二	二千円	二千七百円
第三百三十七号	四百円	五百円
第三百三十八号	五百円	七百円
第三百三十九号	八千円	一万円
	二万円	二万五千円
第四百十号	二千円	二千二百円

第百四十一号	二千八百円	三千六百円
第百四十二号	千二百円	千四百円
第百四十三号	六百円	六百六十円
第百四十四号	削除	家畜移動証明 書交付手数料 六百六十円
第百四十七号	百五十円	百七十円
第百四十八号	八百円	九十円
	二十円	三十円
第百五十号	百五十円	二百円
第百五十一号	四千元	四千七百円
第百五十三号	四千元	四千七百円
第百六十三号の二	八千元	一万円
第百六十三号の三	千五百円	千八百円
第百六十三号の四	四百円	五百八十円
第百七十九号	九百円	千円
	一万九千円	二万二千円
第百七十九号	二千六百円	三千三百円
第百七十九号の二	一万七千円	二万円
第百八十号	一万二千円	一万二千円
	千三百円	千六百円
第百八十一号	千三百円	千六百円
第百八十二号	千三百円	千六百円
第百八十三号	千三百円	千六百円
第百八十四号	二千円	四千六百円
第百八十五号	三百円	四百円
第百八十六号	一万七千円	二万円
第百八十八号	一万一千円	一万二千円
	一万円	一万八千円
第百二十三号	二千円	三千円
	三千円	四千円
第百二十三号	四千元	六千元
	一万二千円	一万八千円

第二百九号	一万六千円	二万二千円
	二万二千円	三万円
二万円	二万五千円	

附 則

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百七十八号

昭和五十年三月鳥取県告示第三百七号（保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額について）の一部を次のように改正し、昭和五十七年四月一日から施行する。

昭和五十七年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一号中「百十五円」を「百十九円」に改める。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千二百円（送料を含む。）】